



# Weekly Report

2012～  
2013年度

会長 安藤 亨  
幹事 中島 健児  
会報 中村 和広



作者の言葉  
我々の百合丘ロータリークラブのシンボルである百合の花は、地味には有り様ながらも、この多岐多岐のあり様に、見る人の心の中に、知る人の魂に、より深く、それこそ、初見こそ、ちと、敬まると、企つ、心には、い、清く、純く、乙せを、感、ぜよ、ま、つ、あ、る、際、五、三、年、春、ま、り、大、大、五

平成25年2月26日(火) 第1663回例会

例会日 毎週火曜日 12:30～13:30  
例会会場 ホテルモリノ7F TEL 044-966-1300

川崎百合丘ロータリークラブ ホームページ  
<http://www.kawasaki-yurigaoka-rc.jp/>

## 第1663回例会記録 平成25年2月26日(火) 31/47回

<点鐘> 安藤亨会長

<幹事報告> 中島健児幹事

<ソング> 奉仕の理想

\*文書着 川崎大師RC 川崎南RC  
\*会報着 新川崎RC  
\*その他

<お客様ご紹介> 安藤亨会長  
東京中央RC 豊嶋耘三様

・タウンニュースが届いております。

2/24(日)に米山奨学生の禹有珍さんが卒業されました。安藤亨会長より白井米山奨学カウンセラーに感謝状が渡されました。



<ニコニコ委員会> 関山委員

東京中央RC 豊嶋耘三様→「お世話になります」。当クラブより 安藤亨会長→「野島会員、卓話よろしくお願いたします」。中島健児幹事→「野島会員、卓話よろしくお願いたします」。大矢会員→「孫が全寮制の海陽学園にきました」。以下、感謝をこめてニコニコへ。安藤志子会員、井上勇会員、鴨志田会員、北島会員、鶴丸会員、小塚会員、内藤会員、中島眞一会員、中村会員、野島会員、尾崎会員、佐々木会員、白井会員、鈴木会員、玉井会員、碓井会員、渡邊会員、山口会員、結城会員、阿久澤会員、関山会員。

<会長報告> 安藤亨会長

<出席委員会> 尾崎委員

1. 福島南RCより、大橋パストガバナーがお世話になりました、とのお礼状がまいりました。バナーもいただきました。回覧いたします。
2. JTBより 2013年国際ロータリー国際大会のご案内 ポストインしました。

	会員	出席	欠席	メーク	出席率
第1663回	39*	27	12		69.23%
第1662回	39*	30	9	3	84.62%

\*出席免除会員1

第1665回 3月12日 招聘卓話 麻生警察署長  
第1666回 3月19日 委員会報告⑨  
第1667回 3月26日 PETS報告 会長エレクト

※諸事情により、スケジュールは変更になる場合があります。

## <ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	25件	26,000円	749件	825,000円
財団	1件	10,000円	29件	302,000円
ベネファクター	0件	0円	2件	160,000円
米山	1件	10,000円	28件	360,000円

<ロータリー財団> 安藤志子委員長  
佐々木会員からいただきました。

<米山奨学委員会> 柏川委員長  
白井会員からいただきました。

## 本日のプログラム

<会員卓話> 野島会員

本日は、e-TaxのシステムのPRと時期として確定申告の話をしていただきます。

e-Taxは平成16年法律が施行されてから、インターネットで申告、納税ができるシステムです。インターネットの環境が整っていないとできないシステムであります。e-Taxを利用するには電子証明書の取得が必要で、『商業登記認定書』が発行するものと『公的個人認証サービス』に基づく認定書などがあります。利用するにあたっては難点があり、2~3年で更新しなければならない、また証明書とパソコンをつなぐカードリーダーが必要になることです。

一般のサラリーマンの人達は確定申告は還付申告やローン控除など特殊なケース以外ほとんどありませんが、一度申告をすれば税の優遇を受けることができます。手続き的には簡単に税務署から開始届をもらって識別番号をもらって申告ができるのです。あとはふつうのやり方で書類を作り国税庁のホームページe-Taxのソフトに乗せ、送るという事です。

e-Taxを普及するために書類の省略を行っています。源泉徴収票や医療費の領収書、寄付金などの証明書を添付しなくてもいいようになりました。業界としては大分簡略化でき歓迎しているところです。

日本の所得税の申告の形態は確定申告所得税の法体系所得を区分けして申告するスタイルで、利子、配当、不動産、事業所得、譲渡、山林など10種類にわかれています。個人の場合その人の収益の形態が違ってくることから、個別の利益計算をするということです。所得の特性によって損益の通算のできるものとできないものがあるからです。最近では譲渡

の損益通算ができなくなりました。

株式の配当課税の態様、現在の制度として総合課税、分離課税、申告分離の3種類の形態があります。総合課税の場合、株式の配当所得の申告不要選択のおおよその分岐点があるので、所得税の累進課税率によっては申告しない方が有利な場合もあります。

所得控除、税額控除ですが、控除額が多ければ税負担が減ります。一般的なのは医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除などがあります。生命保険料控除の制度が今年度より変わっています。従来は一般型生命保険と、年金型生命保険だけでしたが、それに介護保険が加わり現在3本立てになり控除額上限がそれぞれ4万円となりました。

医療費控除の対象となる医療費の範囲があります。税法によると生計を一にする医療費であれば控除の対象となります。1回の医療費が少額でも1年間、また高齢者ともなるとかなりの額になります。しかし対象とならないものもあるのでご注意ください。また今年一部改正になった所では、介護福祉士等による一定の喀痰吸引および経管栄養等の対価は医療費控除になることになりました。

寄付金の控除ですが、税額控除の方の利用がよいのではないかと思います。政党等寄付金特別控除は-2,000円の30%、認定NPO法人等寄付金特別控除は-2,000円の40%で算出されます。税額控除の適用の届け出の証明書がついているか確認してください。また各自治体では寄付金が控除対象になっている所もありますが、住民税分の控除は自分で手続き申請が必要ですのでお気を付けください。

